

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年6月14日(火)			
会議時間	開会	午後1時44分	開会	午後2時08分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長			
紹介議員	佐藤敬一郎議員			
出席説明員	なし			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	請願審査 請願第5号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

## 総務常任委員会記録

令和4年6月14日

(開会 午後1時44分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を議題とします。

本請願の審査に当たり、紹介議員に請願の趣旨説明をいただき、審査を行いたいと思います。

お諮りいたします。

紹介議員の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに、紹介議員の出席を求めることにいたします。

休憩します。

(休憩 13:45~13:46)

委員長 : 再開します。

紹介議員の佐藤敬一郎議員、大変御苦労さまでございます。

それでは早速、請願の趣旨説明をお願いいたします。

紹介議員 : それでは、請願の趣旨について申し上げます。

このえん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願につきましては、盛岡市にあります日本国民救援会岩手県本部の さんから  
の請願で、私と佐藤真由美議員が紹介議員となっております。

佐藤真由美議員は教育民生常任委員会に出席しておりまして、私から、この請願の趣旨の説明となりますが、内容については、あまり詳しくないところがございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

私が特にえん罪事件に関わっているということではなく、この件につきましては、請願文書が出されたときに、私も同調し賛同いたしましたことから、紹介議員とやらせていただきました。

皆さんのお手元にもあると思いますが、請願の趣旨について申し上げたいと思います。

まず、えん罪とは罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受けるというこ

とでございます。

再審とは、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度でございます。

しかし、我が国では再審は開かずの扉と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。

それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的な問題にあります。

日本国憲法第13条の下では、無実の人が処罰されることは許されない。

再審請求があった場合には、被害者は速やかに救済されなければなりません。

しかし、現行の再審制度では、再審請求手続における全面的な証拠開示や検察官の不服申立てによって、再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保護される仕組みになっております。

したがって、再審請求手続における全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを制限することは、喫緊の課題となっております。

証拠開示については2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行うものとしております。

政府はこれを踏まえて、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められます。

以上の趣旨により、次の事項について、刑事訴訟法の改正を速やかに行うよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう請願をいたします。

請願の事項といたしましては、2点ございまして、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

2つ目としまして、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正することの2点でございます。

岩手県内では八幡平市議会、それから北上市議会、八幡平市議会では再審制度の速やかな改正を求める意見書を令和3年12月14日に提出しております。

八幡平市議会がそういった意見書を提出していると。

全国的には約90の市町村議会が、これは5月26日現在ですが、国に速やかな法改正を要望するという意見書を可決し、提出をしております。

いずれ、無実の人が有罪とされ、真犯人は野放しのまま、そのような理不尽を断じて許してはならないという気持ちから、私は賛同し、紹介議員になりました。

そういったことで、請願の趣旨を御理解いただき、何とか皆様の御賛同を得たいということで、お話をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長 : ありがとうございます。

それでは、紹介議員に対する質疑を行いたいと思います。

質疑の方は挙手の上、よろしくお願います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：日本国民救援会とはどういう会か分かりますか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：実は私も救援会の状況についてはよく分からないところがありました。

私の親戚がこの請願を私のところに持ってきて、何とか紹介議員になってくれな  
いかという話をされました。

親戚ですから、それを引き受けたというところがございまして、この日本国民救援会  
がどういったところかというのは、私自身あまり分かっておりません。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：請願事項1番の再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

趣旨の中でその全面的な証拠開示の件について、どのように理解したらいいのかと思  
うのですが、開示を制度化することというように求めている。

趣旨の中では、証拠の開示が、検討を行うものとしているということですが、全面的  
な証拠開示が喫緊の課題となっていますと。

これは、開示は問題を解決する方向にいつているのか、再審を妨げる要因になつてい  
るのか、どのように捉えたらいいですか。

委員長：紹介議員。

紹介議員：これにつきましては、証拠が検察側にあつて、弁護側に全面開示になっていないとい  
うことから、弁護側がなかなか証拠をつかみにくいということです。

そういったことから全面開示をして、早くえん罪事件を解決してほしいというのが趣  
旨です。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：それでは以上をもちまして、紹介議員に対する質疑を終了いたします。

休憩します。

（休憩 13:55～13:56）

委員長：再開します。

請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を  
求める請願について、意見交換を行います。

発言される方は挙手をお願いします。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今日は請願審査ということですが、これをいつまでに出すかということですが、委員長の考えでは最終日の24日に審査の結果を報告するというお考えでしょうか。

委員長：休憩いたします。

（休憩 13:57～14:00）

委員長：再開したいと思います。

ただいま審議しております請願につきましては、一定の審査日数をかけながら、専門家の皆さんをお招きして内容を深めながら、審査を進めていきたいと思っております。

専門的な方をお招きするという事で、学識経験者あるいは大学教授を参考人として、本委員会にお招きしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう進めます。

人選につきましては、事務局とほかの自治体の対応を参考にしながら、進めたいと思っておりますので、委員長に一任願いたいと思っております。

具体的な審査の日にちにつきましては、副委員長と相談しながら、あらかじめ審査日程を皆さんにお知らせしたいと思いますけれども、今後そういう手順で、審査を進めていくということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長：ただいま申し上げたとおり進めることとして、請願第5号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願の本日の審査は、以上で終わります。

以上で、本日の案件は終了しました。

ほかに皆さんから何かありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

（閉会 午後2時08分 終了）

## 休憩中

案件の、ほかの自治体等の結果、県を含めていろいろ調べてもらったのですけれども、いろいろなパターンで審査を行っているようで、一つは参考人として請願者、あるいは学識経験者をお呼びして、さらにその理解を深めると。

いう自治体もありますし、もう一つ日程的には、今日付託されて、その審査を終わるといふのもどうかと思いますけれども、後日改めて審査を行う、そういうことで、3日ぐらいかけて、審査を行って、委員会としての取りまとめを行っている、そういう自治体もあるようです。

従ってそういうのも参考にしながら対応していきたいと思いますが、いずれ今のは、そういう自治体があるということで、説明だけにしてください。

内容が内容だけにここの常任委員会の中だけでの話し合いだけではとても、今言った参考人とか、ちょっとそういった法律に詳しい人からの話を聞かないと、ここだけで済む内容について解決できないなと思って、時間が欲しいと思います。

さっきの紹介議員の話だと全国で90の自治体が出しているというけれども、そういったことで、ほかにも全部出しているのだけれども、90ではそういった格好で、意見書を出したということもそれなりにやはりハードルも高いはずなので吟味しているのではないかと思うのです。

今私は会議中では聞いたけれども、今のこういうことを考えて、今議会の中ではちょっと無理ではないかというようなことを示していただければいいのではないかと。

情報提供だけしますと。

県内では岩手県は採択しました。

滝沢、花巻、北上、それから八幡平も。

今、要するに、議会の会議録等で確認した内容は、それぐらいあるということです。

(佐藤浩委員：意見書出したってことでしょ。

) 採択だけしてあと、意見書を出したところもあるし、出さないところもあるのかな。

(「大体出しています。」) ほとんど出していますね。

(この団体は、と聞いたら、分からないということだった。

) (どんな団体なのだ、そこが一番肝心な。

) 時間をかけるというかその審議を深めるということからいくと、そもそもこの請願団体、がどういった活動をしているかというところが全く今のところ分からないというのは問題ですし、いずれえん罪はそもそもえん罪を生むこと自体が問題というところからスタートしなければこれの問題は解決しないと思います。

いずれそれらの法的なことをもう少し私たちがきちんと理解をしながら、対応していかなければならないと思いますので、先ほど委員長が言ったように、その識見を持っている方を招致をするなり、あるいは、請願者自らの発言をお聞きするというのは、そういうことを得る必要があるというように思います。

結論がどこに行くかというのはその後のことであっていずれにしる、こういうことは、自分たちも起こり得ないことではないわけです。

今までも、実際こういうこともあるので、長期化することによってお金もかかってくるということがあるのでそこをいくらかでも正確に、裁判が行われるようにするための会なので、特にそのやましいこととかではなくてこのえん罪によっては検索すると。

一番こうあり得ることで大変なことが、要するにその痴漢だと言われて、これを証明するのは、もうほとんど9割ぐらいが大変だという状況で、私どもはあまりこういうところは無いのだけれども都会などでは、ああいうその混雑してるところでそういうのが非常に具体的な大変な状況があるというようなことで、やはり大変こう他人事ではないと思いますので、そんなことを踏まえるとね、出てきたものは、はいそれではこうだという簡単なものではないと思いますので、皆さんとお話しして、少し内容の理解を深めながらですね、一定の回数とそれから、専門の方なども、お招きして今後対応していきたいと思いますけれども、今、休憩中だから、佐藤委員の質問にはそのような答弁、お答えをして皆さんに了解してもらおう方向でいいでしょうか。

もう一つ質問。

この中身、再審制度の速やかな改正を求める請願というのが、総務常任委員会に付託されたということはほかのところに属するものだから総務常任委員会に来たということですか。

議運の方でかけなかったですか。

それでは、事務局であれだったけれどもこれを総務常任委員会でやるというのは議長もそういったのだけれども、結局、あと二つ、教育民生常任委員会と産建が案件があるのだけれども、(いや、法律だから…)そこよりも総務常任委員会というなんかそう決まったからと言われたから、そうですかという受け答えをしたのだけれどもこういうプロセスは、今日議場でも総務常任委員会に付託するという私の質問の内容は総務常任委員会というところは、ほかの常任委員会に属さないものを皆やらなければならないのかという思いをしていたので、そういうことで総務常任委員会になったのかと思いました。

総務常任委員会というのはそうではなかったですか。

ほかのどこにも属さない、人事とか、明らかでなく他に属さないものは総務。

役所の決め方なんだ。

これ教育民生常任委員会には属さない。

法律的なものではない。

そっちのほうではない。

全くそれではない。

個々にやると関係あるけれども、基本的な法律の仕組みだから。

他の委員会、所管に属さない事項が、総務常任委員会は一番どこにも関わっている。

さっき委員長が言った痴漢とか何とかがってのは、あれ法律そのものに問題がありますから。

これの問題の前の問題があるんですけども。

証拠の捏造とか。

そういう経過で総務常任委員会に来たようですから。

そう解釈していたのだけれども、そうですねという確認でした。

この後段の開示請求などというのが、どういう状況であるのかも、専門的な話を聞か

なければ、文字で見てああそうなんだなと思うだけで、実際、そういうのを頑張った人の話を聞いてみたい。

やはりこのまま書面だけでいい悪いという判断をするのは私ども総務常任委員にとっても、もっと理解を深める必要があると思いますので、一定の手順と一定の日にちをかけて審査をしながら結論を出したいと思いますけれども、そんな取り運びでいいでしょうか。

はい、お願いします。

皆さんのそういう了解をもらいながら、今後進めていきたいと思いますので、